

[前提]

- (1) 本サービスは、FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-O IaaSの利用が前提となります。
- (2) 本サービスでデータ持ち込み先となるFUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-O IaaSにおける当社環境は、契約者の責任で準備・運用されるものとします。
- (3) FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-O IaaSの利用については、別途利用料金が発生します。
- (4) 本サービス仕様書の規定は、FUJITSU Hybrid IT Service クラウドサービス 利用規約の規定に優先して適用されるものとします。

本サービスは、契約者が保有する大容量データを当社が用意する専用ディスクに格納して送付することで、インターネットを介することなく、契約者のデータを FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-O IaaS の契約者環境のストレージ領域に転送するものです。

1. サービス仕様

本サービスの仕様は、以下のとおりとします。

(1) 基本仕様

項目	内容
サービス提供時間	
当社事業所でのディスク受け取り	平日 9:00～17:00
データ移行作業、完了連絡	平日 9:00～17:00
持ち込み先リージョン	東日本リージョン 3、西日本リージョン 3
ストレージ	増設ストレージ（ブロックストレージ） 移行データを格納する FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-O IaaS の契約者環境のストレージ領域です。
持ち込み用ディスク仕様	
容量	6TB
インタフェース	USB 3.0/2.0
対応 OS	Windows 10 ※1 / 8.1 ※1 / 7 ※1 OS X 10.11 以降
フォーマット	NTFS、FAT32、exFAT
持ち込み用ディスク数	1 回のサービス利用につき、最大 2 台まで ※2

※1 64 ビット/32 ビット対応

※2 サービスの料金は持ち込み用ディスク 1 台毎に発生します。

(2) 責任範囲

- ① 本サービスにて当社が実施する項目
 - i. 持ち込み用ディスクとその付帯物品の契約者指定場所への送付による貸し出し

- ii. 移行データが格納された持ち込み用ディスクとその付帯物品の当社事業所に送付後の増設ストレージへの移行データの移行
 - iii. 持ち込み用ディスク上の移行データ削除（上記移行完了後）
- ② 本サービスにて契約者が実施する項目
- i. 持ち込み用ディスクへの移行データ格納
 - ii. 移行データが格納された持ち込み用ディスクとその付帯物品の契約者から当社事業所への送付
 - iii. データ移行済増設ストレージの受取
 - iv. 移行データの整合性確認
- (3) 物品（持ち込み用ディスク等）の免責
- 契約者が送付した物品（持ち込み用ディスク等）を当社事業所が受け取るまでの当該物品の破損、紛失（物品に格納したデータの破損、紛失を含む）について当社では一切の責任を負わず、当社に損害が発生した場合、契約者はその損害を賠償するものとします。
- (4) 移行データの格納と当社事業所への送付期間
- 契約者は、持ち込み用ディスクを受け取ってから、持ち込み用ディスクへの移行データの格納と当社事業所への送付までを 10 営業日以内に行うものとします。この期間内に当該作業を完了できない事由が発生した場合、契約者は速やかに当社に連絡をするものとします。
- (5) 移行データの整合性確認
- ① 移行データは契約者が暗号化されたアーカイブ形式（zip 等の圧縮ファイル）で持ち込み用ディスクに格納するものとし、契約者は移行元と移行先ファイルのチェックサム等を確認することで整合性を確認するものとします。
 - ② 当社は、契約者の移行元データと当社事業所で受け取った持ち込み用ディスク上のデータの整合性には一切の責任を負いません。
 - ③ 当社は、当社事業所で受け取った持ち込み用ディスク上のデータと移行先の増設ストレージ上のデータの整合性に責任を持ちます。
 - ④ 移行データの整合性確認で移行元と移行先のデータに差異が確認された場合、1 度に限り持ち込み用ディスクを契約者に返送し、再度移行データの格納から実施できるものとします。その際、持ち込み用ディスクを当社事業所から契約者指定場所に再送付する費用は契約者が負担するものとします。
 - ⑤ 当社は、持ち込み用ディスクに保存されたアーカイブファイルの解凍、複号等の処理は行いません。
- (6) 増設ストレージの受取
- 契約者は、移行データが格納された増設ストレージを契約者の利用する FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-O IaaS のリソースにて受け取るものとします。
- (7) 増設ストレージ受取からデータの整合性確認までの作業期間
- 移行データを格納した増設ストレージを受取るための情報を当社が契約者に渡してから、契約者が増設ストレージ受取、および整合性確認の作業を実施する期間は 10 営業日以内とします。この期間内に当該作業を

完了できない事由が発生した場合、契約者は速やかに当社に連絡をするものとします。

2. 提供リージョン

本サービスは、以下のリージョンで提供されます。

- ・ 東日本リージョン3
- ・ 西日本リージョン3

3. 増設ストレージの課金

移行データが格納された増設ストレージの受取完了から、当該増設ストレージの利用料金が発生します。

4. 注意事項

契約者は、持ち込み用に貸し出すディスクとその付帯物を本サービスの目的以外の用途で使用することはできないものとします。

5. 延滞料金

持ち込み用ディスクの契約者からの送付、および契約者によるデータの整合性確認が、連絡・調整なしにそれぞれ第1項第(4)号または第(7)号の期間内に完了しなかった場合、以下の延滞料金が発生します。

- ① 5営業日以上、10営業日未満の遅滞の場合：本サービス料金の50%
- ② 10営業日以上の場合：本サービス料金の100%

6. 途中解約

本サービスを途中解約する場合の料金は以下のとおりとします。

- ① 移行データを格納した増設ストレージを受取るための情報を当社が契約者に渡す前の解約の場合：
料金は発生しません。
- ② 移行データを格納した増設ストレージを受取るための情報を当社から契約者に渡した後の解約の場合：
料金（本サービス料金の100%）が発生します。

7. 貸し出し物品のトラブル

持ち込み用ディスクとその付帯物は、当社が責任をもって契約者指定場所に送付します。通常の使用、保管で故障が発生した場合は、契約者、当社間で調整のうえ、当社の費用負担にて回収、代替物品の再送付を行うものとします。契約者の故意、過失による持ち込み用ディスクと付帯物品の故障について、当社は、その修復費用を契約者に請求するものとします。

附則（2019年1月11日）

本サービス仕様書は、2019年1月11日から適用されます。

附則（2019年10月1日）

本サービス仕様書は、2019年10月1日から適用されます。

附則（2020年6月11日）

本サービス仕様書は、2020年6月11日から適用されます。

附則（2021年10月1日）

本サービス仕様書は、2021年10月1日から適用されます。